

申請時の添付書類の例

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの（新規申請者のみ）
 - ・奨学生証の写しまたは奨学金貸与証明書（学校名・貸与期間・貸与総額が記載されているもの）
- (2) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの
 - ・奨学金返還証明書（返還方法・割賦金額・返還期間が記載されているもの）または奨学金返還の振替案内の写し
- (3) 奨学金の借入残額を証するもの
 - ・奨学金返還証明書（現在の借入残額（返還残額）が記載されているもの）または奨学金返還の振替案内の写し
 - ※新規申請者であっても、既に返還が始まっている場合は、前月（3月末）までの返還に滞納がないことがわかる書類が必要です。
- (4) 勤務先及び就職年月日を証するもの
 - ・労働条件通知書の写し、雇用契約書の写し、人事異動通知書または辞令の写し
 - ※これらの書類がない場合は、在職証明書（様式第6号）でも可。
- (5) 石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第3条第3号に規定する資格の取得を証するもの
 - ・資格証明書の写し（複数資格所有している場合はその全てについて必要）
- (6) その他市長が必要と認める書類
 - ・住民票抄本（令和4年4月1日以降に発行されたもので個人番号の記載のないもの。本籍・続柄の記載不要。）

【添付書類に関する注意事項】

- 1 上記（1）～（3）については、一つの書類に全ての事項（学校名・貸与期間・貸与総額・返還方法・割賦金額・返還期間・返還残額）が記載されている場合は、その書類を1部添付することで足りません。
- 2 住民票抄本は市役所市民課、各総合支所市民福祉課、各支所の窓口で取得できるほか、マイナンバーカードをお持ちで、利用者証明用電子証明書（コンビニ交付用の暗証番号）の手続きをしている方はコンビニでも取得できます。また、住民票抄本の取得には1通300円の手数料が必要です。
 - なお、住民票交付窓口で同一世帯以外の方が取得される場合には委任状が必要になります。委任状の作成やコンビニ交付について、詳しくは各住民票交付窓口または市ホームページで御確認ください。

【提出の際の注意事項】

申請書は内容を確認の上受領しています。提出の際は下記まで事前にお電話をお願いします。

保育士以外の方…3月31日まで 包括ケア推進室 電話 95-1111（内線2573）

4月1日以降 保健福祉総務課 電話 25-6659

〒986-0825 石巻市穀町15番2号（石巻市ささえあいセンター内）

※提出先が変更になっていますのでご注意願います。

保育士の方……………子ども保育課 95-1111（内線2522）